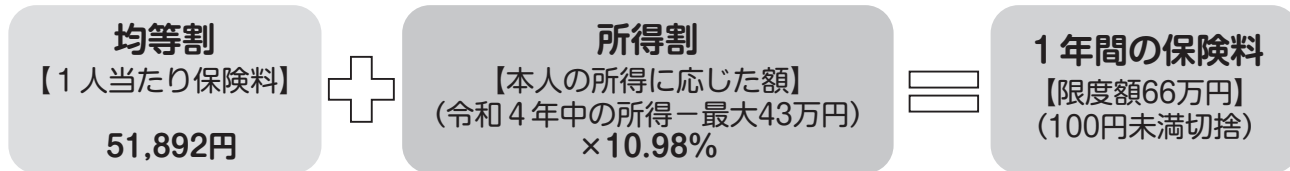


後期高齢者医療制度のお知らせ

令和5年度の保険料のお支払いと 保険証（被保険者証）の一斉更新について

令和5年度の保険料につきましては、7月に個別にお知らせします。

＜保険料の計算方法＞



◆保険料の軽減

①均等割の軽減（年額）

- 軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
- 昭和33年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
43万円+10万円×（給与所得者等の数－1）以下	7割
43万円+（29万円×世帯の被扶養者数）+10万円×（給与所得者等の数－1）以下	5割
43万円+（53万5千円×世帯の扶養者数）+10万円×（給与所得者数の数－1）以下	2割

②被用者保険の被扶養者だった方の軽減

- この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減の特別措置として、所得割がかからず、均等割が5割軽減されます。なお、協会けんぽ等のみで、国民健康保険等は含まれません。

◆保険料の減免

災害、失業等による所得の大幅な減少、その他お支払いが困難な方は、保険料の減免が受けられる場合がありますので、町民課住民グループまでご相談ください。

◆保険料のお支払い方法

保険料の納め方は、原則「年金天引き」です。（申し出によって「口座振替」も可能です。）
ただし、以下の（1）～（3）のいずれかに該当する方は「年金天引き」の対象となりません。

- 「納付書」または「口座振替」にてお納めください。
- （1）介護保険料が天引きされていない方（年金額が年額18万円未満の方）
- （2）介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、介護保険料が天引きされている年金の受給額の半分以上を超える方
- （3）新たに制度に加入された方

※社会保険料控除は、「年金天引き」の方は本人に「口座振替」の方は口座名義人に適用されます。

◆保険証が新しくなります

現在、ご使用の保険証は有効期限が令和5年7月31日（月）のため、7月中旬に新しい保険証を送付いたします。

現在ご使用の保険証は、8月1日以降ご自身で破棄してください。

※紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、町民課住民グループまでお申し出ください。

■お問い合わせ先

・北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601 ・町民課住民グループ ☎01392-2-3131

		現在	新しい
全員	後期高齢者医療被保険者証（保険証）	橙色	黄色
対象者のみ	限度額適用認定証（3割負担の方）	水色	黄緑色
	限度額適用・標準負担額減額認定証（非課税世帯の方）		